

中津川興風学校の学校構想

高橋 裕子

保健体育講座

Nakatsugawa-Koufuhgakkou —As an Idea of Modern Elementary School in Japan—

Yuko TAKAHASHI

Department of Health and Physical Education, Aichi University of Education, Kariya 448-8542, Japan

1 はじめに

岐阜県中津川興風学校は、近代学校教育制度に先駆けて義校方式によって創始された学校である。明治5年10月、中津川村の有志者の協議によって創立した「時習館」が起源であり、学制公布以前、市岡政香、肥田通一氏らが奮って私学を開設したものである⁽¹⁾⁽²⁾。

これまでも、興風学校の成立に関しては、仲新氏、梅村佳代氏が教育史研究の観点から検討している。

仲新氏は、岐阜県（筑摩県と旧岐阜県）の、学制期における地方の学校づくりの模様を検討し、『明治初期の教育政策と地方への定着』⁽³⁾に著しているが、このなかで、興風学校についても、現存する多くの同校文書を取りあげ、丹念に分析している。そして、岐阜県の小学校、および、同校の成立過程に関して、次のような見解を提示した。第一に、「この学校は明治5年10月に有志の協議によって創立した「時習館」をその起源として」おり、「時習館は寺子屋とは異なる新時代の学校を目指して設立された」⁽⁴⁾こと、第二に、「時習館」は習字・読書・珠算の三教科を完備し、皇漢学などにおいて「寺子屋よりやや程度の高い学校であったと考えられ」、村の「有志者ノ協議」によって設立されたが「それは単なる私人の塾ではなく、有志の結社による学校で、その意味で公的性格をもつもの」で、このことは後の「義校」の性格に通ずるもの⁽⁵⁾であること、第三に、恵那郡中津川村興風学校の開業願書は、当時の（近代学校の認可を目指す）義校開業願書の書式に基づいて作成された例であるが、この願書を作成し（明治6年5月に作成、と推定）、中津川村および支校のおかれる4村の正副戸長と、「中津川村学社」の人々が連署して、県令宛に差し出している⁽⁶⁾こと、である。

梅村氏は、自由民権期の公教育形成を検討した際、第一に、同校は、「学制」頒布以前に、あらたに、村内支配層＝村役人を中心に公的な教育機関を開設し、広

く村内民衆子弟を組織した『時習館』を歴史的起点と位置づけ、その特質の一つとして「公権力の干渉は発足当初はないとみてよい、むしろ追認していくのである」と指摘した。第二に、自由民権期の同校の「学校取締」が、国学徒の村役人と若手自由黨員らに担われたことを明らかにしながら、「この郷村内公教育＝近代学校が、本格的に国権主義的な「近代学校」へと変質化するのは1882年（明治15年）とみてよい」とむすんだ⁽⁷⁾。

さて、先の仲新氏の研究は、開業願書をもとにして、興風学校の成立過程を明らかにした点で優れているが、学校の最終的な構想結果のみならず、そこに至る、当初の学校構想から学制による学校への変更・修正過程やその背景については、充分検討されたとはいえない。本稿では、こうした成立過程を再考することによって、義校方式で設立するとき、何が問題となったのかをより具体的に明らかにしたい。

ところで、仲新氏は興風学校の設立を検討する際に、史料として3通の開業願書を取りあげているが、実は、このほかにも2通の開業願書がある。本稿では、これら5通の開業願書の修正過程をたどることによって、中津川の人々がどんな学校をつくりたい、あるいはどんな学校でなければならないと考えたのかについて検討したい。これによって、中津川の人々と地方行政側との間の摺合せのなかで、中津川の人々の私的な学校構想から政府や県による公的な小学校へとシフトしていく具体的な姿が浮かび上がってくることであろう⁽⁸⁾。

2 5通の開業願書

先に述べたように、仲氏が紹介した開業願書は3通である。

1. 「學校開業願書則 明治六年三月」

『小学義校開業願書 他 公文書綴 自明治六年至明治廿二年』中津川南小学校

2. 「小学義校開業願書 明治六年五月」
『同前』中津川南小学校
3. 「小學義校開業願書」
『願書・学事統計・公立小学校規則・教科書表・教科課程表・建議書他 明治8～明治18』中津川南小学校

この他にも、2通の開業願書がある。それは、中津川中山道歴史資料館と中津川南小学校に所蔵されているものである。

4. 「小學義校設立調書」
市岡家文書 中津川中山道歴史資料館寄託
5. 「小學義校開業願書」
『願書・学事統計・公立小学校規則・教科書表・教科課程表・建議書他 明治8～明治18』中津川南小学校

このうち、前者の4.「小學義校設立調書」は市岡家から寄託された文書であり、仲氏は取り上げておらず、まだ、十分な検討は加えられていない史料である。後者の5.「小學義校開業願書」は、付箋や朱線による注が5通のなかで最も多く、願書の修正過程をみる上で貴重である。

5通の願書は、それぞれの項目の中身（それぞれの段階における計画内容や加筆修正）に違いはあるものの、基本的に次のような5項目構成となっている。（4.「小學義校設立調書」より）

第一条	学校位置
第二条	学校費用之概略
第三条	教員履歴
第四条	助教句読算師給料(もしくは、教師給料)
第五条	学科
	教則
	塾則
	差出人
	宛名

この5項目は、明治5年10月15日の「私学私塾開業願書ノ文例」(第34号)⁽⁹⁾の「別紙文例」に示された、5項目と同じであり、この文例に則した文書であるといえる。

まず、5通の開業願書の作成順序を、記載内容の違いから解明してみよう。その際、ひとつの手がかりは、区画の名称である。4.「小學義校設立調書」には、「才百七十二區」と書かれている。県内175区の行政区分は、明治6年4月、大区・小区制に編成されたので、この文書は明治6年4月より前であると推定される⁽¹⁰⁾。このほかに、「第172区」を使用する願書は、2.「小学義校開業願書 明治六年五月」である。しかしこれは傍線で「第百七十二區」から「第十二大区八小區」に訂正されているので、6年4月以降の文書であるといえる⁽¹¹⁾。残りの1.「學校開業願書則 明治六年三月」を

除く2つの願書はともに「第十二大区八小區」なので、もっとも早く作成されたのは、4.「小學義校設立調書」であると考えられる。

ではこの、最初の4.「小學義校設立調書」は、いつごろ作成されたのだろうか。もともと、県下で初めて岐阜県に願書を上申したのは、大垣小学義校であり、明治5年11月15日であった。県は、この大垣を先駆例とし、大垣の願書を標準として県内の他の小学校に普及させようとした⁽¹²⁾。事実、4.「小學義校設立調書」は、大垣の願書の項目構成やそれぞれの体裁が同じであり、大垣の願書を参考に作成されたと考えられる。これらのことから、4.「小學義校設立調書」の作成期間は、明治5年11月5日より後、そして6年4月より前と見てよい。ちなみに、この文書の「學校位置」項目には、「岐阜縣管下恵那郡第百七十二區中津川村二番地所市岡政香控家ニライテ時習館ト唱へ小學義校トス」と記され、学校名が「時習館」となっているのが、仲氏のいう、学制以前に、「寺子屋とは異なる新時代の学校を目指して設立された」学校のことである。推測の域を出ないが、すでに設立していた「時習館」での教育・経営実態を基礎にして、大垣小学義校の例を参考にしながら、初めて、学制に則する学校として構想し、この「設立調書」に書き上げたものではないだろうか。少なくとも、5通の開業願書の中で、最も中津川の人々自身の学校構想に近く、岐阜県や政府の指令・修正(学制による学校基準)が及んでいない段階の学校構想だといえよう。

次に、3.「小學義校開業願書」では、当初、「第十二大区八小區」とされていたところ、朱線で「第二大學區岐阜縣管下第五中學」と修正されているので、最後の稿だと思われる。

実は、「第十二大区八小區」は、戸籍法の区制による、行政区画の番号、一方の「第二大學區岐阜縣管下第五中學」は、学制の、学区番号であり、種類が違う。にもかかわらず、興風学校の5通の開業願書の修正過程をみると、最初の4.「小學義校設立調書」、1.「學校開業願書則 明治六年三月」および2.「小学義校開業願書 明治六年五月」の3通は行政区画の方が、最後の3.「小學義校開業願書」では学制・学区の方、と、両者が使用されている。いったいどういうわけなのだろうか。

そもそも、学制による学校設立数は、「学区」を基本としており、学制第5章において、一大学区を32区にわけて中学区とし、第7章で中学以下の区分は地方官の土地の広狭・人口の疎密を計り便宜をもって区分する、とされた。ただ、基準がはっきりしなかったために各県から伺いが相次いだようで、6年2月9日、学制第5章の末に、「人口大約13万人ヲ以テ一中学区ノ目的トス」、同7章の末に「人口大約600人ヲ以テ一小学校ノ目的トス」という注が加えられた⁽¹³⁾。

一方、学校設立の実現を担った府県では、関東・各府県の状況をみた倉沢剛によれば、学制による「小学区」を基礎したのは3県で、他の1府9県では行政区画、すなわち「大区小区」を基礎に計画していたという。一般化すれば、3つの型に分類でき、第一は大区を基礎に、第二は小区を基礎に、第三は大区と小区を基礎にしたものであった。少なくとも府県が小学校の設立計画をたてる場合、その基礎に小学区を用いるというのは、地方の実際に適しなかったようであり、その理由のひとつに、地方では大区・小区の行政区画が大きくものをいい、また伝統的な自然村が根づよくて、別に学区という体系を育てる余地が乏しかったことを、倉沢は指摘している⁽¹⁴⁾。

この点、興風学校の5通の開業願書においても、先に述べたように、最初の願書を含む3通において大区・小区の行政区画の方が使用されていたことから、初期の学校設立計画は、学区よりも当時の行政区画が基礎になっていたのが実態であったと考えられる。とはいえ、最終稿3.「小學義校開業願書」の願書では学制・学区の「第五中學」に朱書きで修正されていた。そこで、岐阜県が、小学校の設立計画において、行政区画ではなく、学制による「学区」を使用し始めた過程を確認しておこう。

政府から布達された「人口大約13万人ヲ以テ一中学区」(6年2月9日)の目標に対し、県は明治6年4月、文部省に向けて、「岐阜県管内中小学区地画其外見込取調書」を提出した。これは、県が中小学区の区画、学区取締人名、学区取締の給料支給額などについて文部省に伺った文書である⁽¹⁵⁾。ここで、6年2月9日の文部省達をふまえ、県は中小学区を改定し、第1中学区～第5中学区に設定しており、さらに、当分の設立予定小学校数もあげていた(計345校)。この調書は、官側の当初の努力目標と状況認識を示すものであった⁽¹⁶⁾。

以上のことから、中津川村の人々が試行錯誤しつつ、開業願書を完成させたのは、県が、自然村のまとまり意識のある各地域を区画整理し、行政機能を徐々に整えながら、政府の学制政策に基づいた努力目標・計画を掲げて県下に普及しようとしていく時期でもあったと考えられる。

本題にもどる。2.「小学義校開業願書 明治六年五月」と、5.「小學義校開業願書」の二つの願書は、内容上(修正の踏襲順など)から、最終稿・3.「小學義校開業願書」の草稿と推定される。「明治六年五月」の日付は、県への提出予定日ではないだろうか。仲氏も、2.「小学義校開業願書 明治六年五月」は、「草稿」と位置付けている⁽¹⁷⁾。さらに、この2つの草稿は、やはり内容上から、2.「小学義校開業願書 明治六年五月」が第一稿で、5.「小學義校開業願書」が第二稿であるとみてよい。

残る、1.「學校開業願書則 明治六年三月」は、仲

氏が、願書の雛形と推測しており、記載内容から、首肯できる。

以上のことから、かりに、草稿1、草稿2、最終稿と位置づけた3通の願書を、この順に並べて俯瞰すると、学校位置、学校の費用概要、教員履歴、教員給料、および学科の5項目すべてにおいて、各稿で行なわれた修正が次稿で踏襲されており、この作成順で間違いなことが確認できた。

最後に、完成された中津川村の開業願書がいつ上申されたのかを、伺文書⁽¹⁸⁾で確認すると、明治6年7月25日に、岐阜県参事小崎利準・岐阜県令長谷部恕連から文部省少監榎本直太郎にむけて提出された伺書があり、それには「小學義校開業願書 扣共四拾貳冊」と21村名が記され、「別冊願書取揃此段相伺候也」と結ばれていた。この21の村名に「中津川村」も連記してあったので、中津川村の開業願書は、この直前に、県に提出されたと考えられる。そして、最終稿の、3.「小学義校開業願書」は、現中津川南小学校に所蔵されていることから、提出願書の控え(もしくはそれに最も近いもの)と考えられる。

これまでの考察から、この5通の願書を作成された順に並べると、次のようになる。以後の論述では、このように通し記号をつけ、【a】時習館、【b】雛形、【c】草稿1、【d】草稿2および【e】最終稿と略していこう。

4. 「小學義校設立調書」市岡家文書 中津川中山道歴史資料館:【a】時習館
1. 「學校開業願書則 明治六年三月」中津川南小学校:【b】雛形
2. 「小学義校開業願書 明治六年五月」中津川南小学校:【c】草稿1
5. 「小學義校開業願書」中津川南小学校:【d】草稿2
3. 「小學義校開業願書」中津川南小学校:【e】最終稿

3 だれの構想か

「義校ノ趣法」については、県令長谷部・参事小崎が、大木文部卿あて文書のなかでも、設立・維持の大方針であることを明確に打ち出しており、『文部省第一年報』(明治6年)においても、「人民結社」の費用支弁、「豪民」からの寄附を主とする義校方式の原理が明確に語られていた⁽¹⁹⁾。

この義校方式の興風学校の成立過程について、本稿では、1. だれの構想か、2. 教員の学歴、3. 学校の運営費の3点に焦点をあて、検討してみたい。まず本節では、差出人などに注目しながら、だれの構想かを明らかにしてみよう。

表1は、5通の願書から、それぞれの差出人・提出者・提出先を整理したものである。ここからわかることをあげてみよう。

第一に、差出人は、「恵那郡中津川村社中惣代」、あ

表1 開業願書の差出人・提出者・提出先

	【a】時習館	【b】雛形	【c】草稿1	【d】草稿2	修正後	【e】最終稿
差出人	恵那郡中津川村 社中惣代 岩井織之助 市岡武充 肥田通一 川口豹象 小林廉作		第七十二區 恵那郡 中津川村学社	第十二大區恵那郡八小區 中津川村学舎 小林廉作 岩井織之助 肥田通一 岩井休助 間半兵衛 森孫右衛門	第十二大區恵那郡八小區 中津川村学舎社 (小林は削除) 岩井織之助 肥田通一 岩井休助 間半兵衛 森孫右衛門 千旦林村 茄子川村 手賀野村 駒場村	第十二大區八小區恵那郡 中津川村學社 岩井織之助 肥田通一 副戸長 岩井休助 副戸長 間半兵衛 戸長 森孫右衛門 千旦林村 正副戸長 茄子川村 正副戸長 手賀野村 正副戸長 駒場村 正副戸長
提出者	正副(戸長)連名 印	副戸長 戸長			副戸長 岩井休助 副戸長 間半兵衛 戸長 森孫右衛門 千旦林村 正副戸長 茄子川村 正副戸長 手賀野村 正副戸長 駒場村 正副戸長	
提出者		長谷部 岐阜県令			恵那郡学区取締心得 水野忠鼎(印)	第五中学区取締 水野忠鼎 印
先	長谷部 殿			小崎岐阜県参事	小崎岐阜県参事	長谷部岐阜県令

るいは「恵那郡中津川村学社」となっており、岩井織之助・市岡武充・肥田通一・川口豹象・小林廉作ら、中津川村の人々の名前が列挙されている(【a】時習館)。肥田家⁽²⁰⁾は元庄屋、市岡武充⁽²¹⁾は中津川本陣の市岡家の親族(信州・飯田の市岡家)、小林と岩井は、開業後、相次いで師範研習所(岐阜県師範学校)に在学し、その後も同校の教師で続けた人物である⁽²²⁾。こうした立場の5名が「社中」(目的をもったグループ)をつくり、「社中」が主体となって義校方式で設立したことがわかる。「社中」メンバーのうち、5通の願書を通して一貫して記名されているのは肥田通一と岩井織之助である。この2名は実質的な構想者であったのではないか。

第二に注目すべきは、【d】草稿2の、修正過程で、中津川村の戸長層の、岩井休助、間半兵衛、森孫右衛門らが差出人に加わったことである。この3者には、【d】草稿2の修正過程で、正副戸長の肩書が付されたことから、名ばかりの連署ではなく、最初から何らかの貢献をしていたことが推測される。義校方式であったことから、富裕層からの醸金集めや、村落の指導者の立場を活かして、村内への啓発や、寄附の奨励、寄付者への賞賛・謝意といった、意識改革の面をサポートしたのかもしれない。その他、【d】草稿2において、学区取締心得・水野を介して県当局に提出しようとしている点で、正式な行政文書として定型化しようとした跡を窺うことができる。

第三に、小林廉作は、最初の【a】時習館から社中の一人として名を連ねていたが、【d】草稿2の修正段階で、差出人から削除され、教師履歴欄の方にまわっている。このことは、廉作が、設立・管理者兼任ではなく、専ら教師、として位置づけられたことを意味している。次節で詳しくみるが、郷学「菁莪館」でうけた藩校教育や、そこでの「句読」教授の経験、移住後の中津川での指導経験も携えていたことから、「社中」のなかでもとりわけ、教育内容や教則の面で尽力して

いたのかと想像される。

以上から、最初の段階で、先駆的に学校を設立した中津川知識人は、そのまま、教員・人材でもあった。彼らは、学校設立を目的に「社中」をつくり、学校構想の実際を担った。ちなみに、この点、県下で最も早く県に開業願書を上申した大垣小学義校でも同様であり、「社中総代」の5名が開業願書の差出人、つまり、学校設立の主体であり、このうち雲谷任齋と高木晩翠は教員履歴欄にも記されていた⁽²³⁾。さらにまた、一貫して「社中」の中心だったのは肥田通一・岩井織之助であり、小林廉作は専門の教師の立場で、主に教育の内容の面で担当した可能性が高いと考えられる。同じ「社中」の人々だが戸長層は、最初から何らかの貢献をしていて、教育内容の構想にも関わった可能性もあるが、村の指導者の立場から醸金集めや啓発活動などの点から実質的な尽力をしたのではないかと考えられる。

4 教員の学修履歴

ここでは、前節で「最も中津川の人々自身の学校構想に近い」と推定した【a】時習館の「教員履歴」項目での記載をみてみよう(表2)。

前節でも述べたが、学校設立を担った中津川村「社中」の作成者と、教員メンバーが同じである。この5名の履歴をみると、まず、小林廉作は、安政6年5月～文久2年、つまり青年期に、山村甚兵衛元儒臣・武居拙蔵のもとで4年間、主に「漢学」、そして「皇学」も研究した、と記されている。武居拙蔵とは、小林廉作の出身地・木曾山村領が創設した郷学「菁莪館」の教師だったことから⁽²⁴⁾、いわゆる藩校教育を受けたことがわかる。そして成績が優秀だったためか、「同塾」、すなわち「菁莪館」で「句読勤務」、つまり教える側として採用されていた⁽²⁵⁾。

一方、他の肥田、市岡、岩井らの学修履歴は、馬島靖庵(眼科医。漢学、国学の素養もある)⁽²⁶⁾や、青山景通(国学、平田門人)⁽²⁷⁾の元で、皇学、漢学、ある

表2 「小學義校設立調書」 - 【a】時習館-にみる、5教員の学修履歴

氏名	修学内容	師と修学期間
助教 小林廉作 士族26歳	漢学傍ら皇学研究 同塾で句読勤務	山村甚兵衛元儒臣 武居拙蔵 4年 安政6年5月～文久2年
句読 肥田通一 平民29歳	漢学傍ら皇学研究 皇学筆学研究	当村儒医 馬島靖庵 元苗木藩 青山景道 3年 元治元年～慶応2年 慶応2年～3年11月
句読 市岡武充 平民26歳	漢学筆道研究 皇学研究	元飯田藩儒臣 渡邊八五郎 元苗木藩 青山景通 3年 文久2年正月～元治元年 1カ年 慶応2年
句読 岩井織之助 平民27歳	漢学傍ら皇学研究	当村儒医 馬島靖庵 3年 元治元年～慶応2年
句読 川口彖象 士族19歳	漢学研究	山村甚兵衛元儒臣 武居拙蔵 3年 慶応2年～明治元年

「小学義校設立調書」(市岡文書、中津川市中山道歴史資料館寄託)より作成。

いは筆学を「研究」していた。馬島靖庵と青山景通の履歴から推定すれば、個人的に師事・修学したと考えられ、藩の郷校(藩校)という機関で組織的な教育を受けたかどうか、という点で、廉作と違いがある。

次に、仲氏が開業願書の雛形と推定していた【b】雛形をみる。雛形に例示されていたのは、学科、職種、および、学科担当の根拠となる学修履歴例、そして、「補足」説明であった。整理すると表3となる。

まず、学科については、「国学」「支那学」「洋学」「筆道」および「算術」の5学科、職種については「教授」「試補」および「助教」の3種をあげていた。学科と職種の組み合わせについては、「国学」「支那学」は、それぞれ「教授」または「試補」をそろえて「完備」した例と、学科は「皇漢学」のように兼担とし、職種は「教授試補」と「格下げ」した例が示されている。「補」として、「其人ナクシテ、助教耳ニテ一学ヲ立ル校ニオ井テハ、助教モ亦書載テ、学科教則ニ応スヘキ事。」、すなわち、「教授」「試補」の人材がおらず「助教」のみで一学科を立てようと計画する学校については「助教」も書き載せ、学科教則に対応させること、と記されていた。つまり、職種については、人材を取りそろえることのできないケースを押し量り柔軟な編成も認める一方で、学科との整合性については念押ししていた。このことから、学科と教員人材の合致は、政府(岐阜県)の考える学制実現の上で外せない重点項目であり、地域にとってみれば、遵守が求められた点であろう。

次に、学科担当の根拠となる学修履歴については、

表3 「学校開業願書則」 - 【b】雛形-にみる学修履歴 例

学科・教員職種	根拠となる学修履歴
国学 教授または試補 支那学 教授または試補 皇漢学 教授試補	大学大博士誰某に随い 大坂開成所や一橋洋学校で 何年間 旧幕儒官・藩儒員誰某に随い 何学を研究 有名学者・儒師誰某に随い
洋学 教授または試補 筆道 教授または試補 算術 教授または試補	省縣・旧藩士として 何年間 何官何職に勤務

「補 其人ナクシテ、助教耳ニテ一学ヲ立ル校ニオ井テハ、助教モ亦書載テ、学科教則ニ応スヘキ事。」

「大学教授」や「大阪開成所」といった高学歴を示す例、「旧儒官」といった旧藩体制時の学歴例が示されており、意外なところでは、省縣・旧藩士の「勤務歴」もあげており、今で言う「実務家」も、教員の学修履歴と認められたようである。

さて、この雛形に合わせて、当初の【a】時習館を整備していく過程が【c】草稿1、【d】草稿2であり、これらは【e】最終稿にいたる草稿として位置づけられるもので、【c】草稿1・【d】草稿2・【e】最終稿は一まとめに考えてよい。雛形を受けて、どのように現実化していくかについて、みてみよう。形式上、「教員履歴」には「試補教授」以上の職種しか記されないで、「助教」などの細目については、「教員給料」欄も併せてみていく(表4)。また特に【d】草稿には、多くの付箋注が施され、そこに修正理由が記されているので、手がかりとなる。

第一に、当初、教員に名を連ねていた、肥田、市岡、岩井の3人が、【c】草稿1において削除され、【d】草稿2で差出人のみに列せられて、教員の覧から消えたことに注目したい。一方、逆に、小林廉作については、【c】草稿1において、単独で「国学」・「支那学」を兼ねる助教として記名され、【d】草稿2では、当初差出人・教員の両方に兼ねていたところ、【d】草稿2の修正段階で、差出人から削除されていた。川口は、【c】草稿1において、教師覧、差出人覧からも消えた。

この修正の意味について考えてみる。まず、肥田、市岡、岩井が教員の覧から消えたのは、【b】雛形に示された教員履歴(学問領域と学歴)、特に、皇漢洋のいわゆる三学のそれには合致しないと判断されたのであろう。しかし、【e】最終稿の「教員給与」の方をよく見ると、新たに「句読 三人」、と人数を示し予算が計上されていたので、この3名は、あらためて「句読」の方に、読み書き指導役と配置されたと推測される。最も初期の【a】時習館の開業願書において、この3名は「句読」と計画されていたことからみても、そう考えてよい。肥田の家系・経歴が示すような、地域の庶民教育を推進した知識人は、学制の新学校では「句読」、読書係に計画されていた。5通の学校開業願書に

表4 教員の学修履歴

【c】草稿1	【d】草稿2	【e】最終稿
教員履歴（第1稿） 国学教授 并 試補當之ヲ闕ク 支那学教授 洋学教授 筆道 算術 この他に 助教 教員履歴（第2稿） 国学教授 并 試補 支那学教授 并 試補 洋学教授 試補 右三学共其人ヲ具備スル能ハス之ヲ闕ク 試補 當分闕之 国学支那学 兼 助教 小林廉作 當二十四歳六月 本縣惠那郡中津川村住貴族士族 小林安衛長男 故幕府旗下山村甚兵衛元儒員武居拙藏ニ随ヒ安政 六年五月ヨリ文久二年迄都合四ヶ年支那学研究 教員履歴（第3稿） 国学教授 支那学教授 洋学教授其人ヲ得サルニ付之 ヲ闕ク 国学支那学 兼 試補 国学支那学 兼 助教 筆道教授	皇漢学 兼 筆道 助教教授試補① 小林廉作 當二十四歳六月 本縣貴族士族小林安衛長男 故幕府旗下山村甚兵衛元儒員武居拙藏 へ安政六年五月ヨリ文久二年迄都合 四ヶ年支那学傍筆学研究 大学大博士平田鐵胤之門ニ入、明治二 年ヨリ独学研究② 算術教授 土屋源右衛門③ および 句讀 何人 支校 助教兼筆道 四人 支校 算術助教 四人 ①助教ニテハ下ノ年給ツリアヒ不申又教 授試補ト書上候方ヨロシク相申候 ②大学大博士平田鐵胤、明治二年ヨリ入 門皇学修行 筆道履歴書入ベシ 或ハ皇学教授カ助教壹人別人ヲ立ベシ ③当村某エ〜年ヨリ〜年マテ算術修行 年号などハ外シ 計道にてもよろし□ 履歴ハ書入ベシ	皇漢学 兼 筆道 教授試補 小林廉作 當五月二十四歳六月 本縣貴族士族小林安衛長男 本村住 故幕府旗下山村甚兵衛元儒員武居拙藏へ 安政六年五月ヨリ文久二年迄都合四ヶ年 支那学傍筆学研究 大学大博士平田鐵胤江明治二年ヨリ入門 皇学修行 算術教授 土屋源右衛門 當五月五十七歳四月 本村平民 父源右衛門ノ算術ヲ受ケ幼年ヨリ之ヲ研究ス① ①父子之間斯ク正シク年月ヲ書き起ス却テ 実事ニ非サルニ似リ および 句讀 三人 支校 助教 兼 筆道 四人 支校 算術 助教 四人

○番号は、付箋注に示された記載。□は不明。

名前があがる中津川人のうち、この肥田と、戸長層では間半兵衛（秀矩）が平田門人であり、興風学校開業後も、何人もの平田門人が教員・管理陣を占め続けている⁽²⁸⁾。このことが、中津川興風学校の構想やその後の学校教育でどのように活用されたのか、影響を与えたのかについては、たとえば、【a】時習館の開業願書に記されているような、学科の内容や教科書・図書群を資料にしなが、深く検討することができるであろう。今後の課題である。

次に、小林廉作が「教員履歴」欄に残ったのはどういう意味だろうか。小林の教員履歴は、【b】雛形にあわせるかのように、「儒員武居拙藏」、「大学大博士平田鐵胤門」と記されており、【d】草稿2で、皇学と漢学、および筆道の教授試補と判断されたことがわかる。そして、この候補・履歴に対して、「大学大博士平田鐵胤、明治二年ヨリ入門、皇学修行、筆道履歴、書入ベシ。或ハ、皇学教授カ助教、壹人、別人ヲ立ベシ。」との付箋・注が朱書きされていた。この意味は、漢学・教授試補としての学修履歴については、儒員武居拙藏の元で4年、つまり先に詳しく述べたように、木曾山村藩の郷学「菁莪館」での学修履歴で充分であるが、皇学・教授試補の学修履歴については、当初記していたような、平田鐵胤の門人として「独学研究」したのみでは不十分で、せめて「皇学修行」と記せ、という指摘である。この理由からさらに、皇学・教授あるいは助教を一名、新たに別の人員から加えるべき、とも指摘した。中津川地域は平田門人が多く存在した地域であるが、そうした人材が、たとえば皇学を、教授あるいは教授試補として担当する計画には至らなかった。

5つの願書の修正、特に、学修履歴について諸々の吟味を経て【e】最終稿で決定された教員構成は、次の通りであった。

皇漢学兼筆道教授試補：小林廉作
 算術教授：土屋源右衛門
 および
 句讀三人：おそらく肥田通一、市岡武充、岩井織之助
 支校助教兼筆道：四人
 支校算術助教：四人

実は【c】草稿1では、「教員履歴」欄だけが3稿に及ぶ書き変えがなされていた（表4）。ここで、【b】雛形が要求していた学科と教員人材の合致の点をめぐって、相当苦心し、検討を重ねていたことが想像できる。書き換えの2稿目では「右、三学共其人ヲ具備スル能ハス、之ヲ闕ク。試補當分闕之」と、早々にも「国学」「支那」「洋学」の三学の「教授・試補」層をあきらめ、「国学支那学」と兼ねて、小林廉作一名を、最初は「助教」として就ける工夫を行っていた。そして書き換えの3稿目で、「国学支那学兼試補」「国学支那学兼助教」「筆道教授」の3人構成、と決定した。つまりこの時点で「洋学」は断念された。他には、算術の教授として土屋が、【d】草稿2であがった。土屋は、中津川村学社のメンバーではないようだ。運営にかかわらず学科のみを担当する立場だったのかもしれない。

以上から、皇漢洋の三学の教員とは、少なくとも藩校に在学したような学修履歴をもつことを最低条件とし、「結社」の中心メンバーとして学校設立を計画した地域の教養人層は、「句讀」の指導の方に計画されたと考えられる。【b】雛形では、学科と教員の学修履歴

の整合性を要求しており、【c】草稿1の「右三学共其人ヲ具備スル能ハス之ヲ闕ク 試補當分闕之」との記述に象徴されるように、学制と現状の隔たり・断念も経験していた。「国学支那学」と兼任させ、藩校出身の履歴をもつ小林廉作一名を就ける工夫を行っていた。平田門人となり「独学研究」したのみでは、学科を担当する学修履歴としては不十分、とみなされていた。

教員の学修履歴について、県下初に認可された大垣小学義校の場合をみると、雲谷任齋（岐阜県貫属士族 壬申46歳）以下、元大垣藩の藩校教員が居並んでいる⁽²⁹⁾。大垣のような、幕末・藩校のあった城下町では、藩校教師レベルの教師を現地から調達できたが、中津川には、藩校がなかった点で、多大な工夫と苦労があったと想像される。たまたま山村藩の事情で移住してきた藩校出身の小林廉作が、学制に適った学修履歴を持っていたのであり、その意味では、廉作がいなければ、設置認可までに、もうしばらく時間がかかっていたことであろう。

5 学校の運営費

岐阜県のとった寄付金奨励策の方針は、最初に課金を強制すれば民心に影響し障害が限りなく醸成されてくるゆえに、一定の賦課法を設けず、学区取締、区長、戸長等を監助し、区内の富有者からの醸金獲得作成を精力的に推進させる、というもので、元金はそれぞれの手元に置き、利子として一割を一年ずつ納め10か年賦で納金する方式で募られた⁽³⁰⁾。これは「全国至るところで行なわれた普通の集金の方式」⁽³¹⁾のようである。岐阜県の場合、寄附の奨励、賞賛、謝意の表明として、県は内務省に対して、多額寄附醸出者に対する賞賜等を頻りに上申し、内務省からの賞賜を取り付け、新政府が個々の寄付者を賞賛するという手立てを施した点⁽³⁰⁾に、戦略的な特徴が感じられる。『文部省第一年報』の「明治六年府県学費献納寄附金高比較表」によれば、岐阜県が集めた寄付金総額は47万430円余で、同じ第二大学区の大愛知県6万7218円余、第一大学区10府県の合計に匹敵し、全国では二位長野県の37万3835円余を大きく引き離して第一の高額であったという⁽³⁰⁾。

本節では、義校方式でどの程度の資金を予定しており、どう修正されたのか、また、授業料の徴集にはどのような工夫があったのかについて検討してみよう。

学校の運営費は開業願書の「学校費用ノ概畧」欄に、授業料の詳細については「塾則」欄にも示されている。まず、【b】雛形に示された費目をみてみよう（表5）。歳出は5費目あり、学舎营造科或は学舎借料、学舎营造料、筆墨紙等年内雑費、監務・小使い人年給、および教員年給である。歳入は3費目で、有志助成金の利息（義校方式による醸金利息）、授業料、および賦納

法（による収入のことか）である。「残金戸数割」とは「何村戸数毎ニ何銭」と但し書きがなされていることから、歳入予定額が満たず赤字がでた場合、村々である戸数ごとに“割り勘”して埋め合わせようとする対策かと読み取れる。教師給料と授業料には注・但書があり、前者は「右、学費ノ根本ニテ、其員ノ多寡ニヨリ学費モ軽重スルコトナレハ、其給料ハ議定スレトモ、其人ヲ立テサル校ハ、妄意書上クヘカラス。惟今日其人ナクトモ、近々必立スル者ハ、預メ見積リ、之ヲ書載ヘキ事」、すなわち、その人員の多寡によって学費を軽重するため、その給料は議定するが、その人員を充てない学校はみだりに推定し記してはならない、ただ、今はないが、近々確実に充てる人がいる場合は、額を見積もり書き載せること、と指示していた。後者は「受業料、當分、歳ニ何銭宛ト定メ、富生ハ之ニ五割増シ、貧生半納」、すなわち、授業料は当分、年に何銭と定め、富生は五割増、貧生は半納とする、と定めていた。

ではこの費目にどのくらい計上されていたのか、【a】時習館、【c】草稿1、【d】、草稿2および【e】最終の、それぞれについてみてみよう（表6）。

第一に指摘できるのは、雛形以前の【a】時習館と、【c】草稿1以降の歳出総額の違いである。第二に、教員給与の細目である。両者は関わりあっているようなので、あわせて検討しよう。

【a】時習館の運営費は総額100円（学校営繕家税使部給料）、これに対して、【c】草稿1以降では費目が書かれ、総額は316円、最終稿では縮小されて241円になった。【a】時習館は、学制以前の、自分たちの手弁当経営の段階をそのまま書き記したためか、具体的な費目や収入の見積もりが明らかではない。

第二は、【c】草稿1から【d】草稿2にかけて、歳出費目の「教員年給」が減額された点である。235円→160円、と75円削減されている。一方、歳入費目をみると「有志助成金之息」が250円→175円、と同額の75円が減額されていた。この理由は2つ考えられ、①当初予定していた回収金額に満たなかったことに起因

表5 【b】雛形に示された費目

歳出費目	歳入費目
学舎营造料或は学舎借料	有志助成金の利息
学舎营造料	生徒受業料
筆墨紙等年内雑費	賦納法
監務小使人年給	歳入総計
教員年給	残金戸数割 但し何村戸数何戸毎ニ何銭
歳出総計	或いは上戸五割増下戸半納

「△右学費ノ根本ニテ、其員ノ多寡ニヨリ学費モ軽重スルコトナレハ、其給料ハ議定スレトモ、其人ヲ立テサル校ハ、妄意書上クヘカラス。惟今日其人ナクトモ、近々必立スル者ハ、預メ見積リ、之ヲ書載ヘキ事。」
「但 受業料、當分、歳ニ何銭宛ト定メ、富生ハ之ニ五割増シ、貧生半納。」

表6 学校運営費の費目と計上計画 (円)

	【a】時習館	【c】草稿1	【d】草稿2	【e】最終
歳出総計	100円	316円	316→241円	241円
費目	学舎営繕家 税使部給料など 教員給料 八十圓程	学舎借料 20 学舎営繕料 15 筆墨紙等年内雑費 26 監務并小使い人年給 20 教員年給 235 内分 助教 40 (以下不記載)	学舎借料 20 学舎営繕料 15 筆墨紙等年内雑費 26 監務并小使い人年給 20 教員年給 235→160に修正 内 皇学支那学兼筆道教授試補 50 算術教授 15 句読 3人 40 支校助教兼筆学 4人 38 支校算術助教 4人 17	学舎借料 20 学舎営繕料 15 筆墨紙等年内雑費 26 監務并小使い人年給 20 教員年給 160 内 皇学支那学兼筆道教授試補 50 算術教授 15 句読 3人 40 支校助教兼筆学 4人 38 支校算術助教 4人 17
歳入総額	—	316円	241円	241円
費目	—	有志助成金の息 250 授業料 66 但 上等 1円 中等 50銭 下等 25銭 下等授業料無之 0円 「塾則 但 授業料當分歳ニ何銭宛ト定メ富生ハ之ニ五割増シ貧生半納」	有志助成金の息 250→175 授業料 66 「但 生徒幾人賦納法後塾則ニ詳也」 「塾則 但 授業料當分歳ニ何銭宛ト定メ富生ハ之ニ五割増シ貧生半納」	有志助成金の息 175 授業料 66 「但 生徒幾人賦納法後塾則ニ詳也」 「塾則 但 授業料當分歳ニ何銭宛ト定メ富生ハ之ニ五割増シ貧生半納」

する“給与カット”の可能性、そして、②教員が、当初予定していた学科・学修履歴の教員候補がおらず、実際に採用できた教員への給与査定の結果、である。前節の「教員履歴」をみたときに、小林廉作が、当初「試補」のところ「教授試補」に修正された理由に、「助教ニテハ下ノ年給ツリアヒ不申、又、教授試補ト書上候方」とあったことから、当該段階で、学修履歴・職種につりあう給与相場があった模様である。したがって減額の理由は、上記②、つまり、実際に採用できた教員の学歴・職種相場に査定し直した結果、が妥当であろう。給与相場の点は、当時の岐阜県からの指令や規定をみなければならぬが、今後の課題としたい。

第三に、授業料は、一貫して66円であり、減額・増額の対象にはなっていないことが注目される。もともと【b】雛形では、「當分、歳に何銭宛と定め、富生は之ニ五割増シ、貧生半納」として、経済状態にあわせた傾斜配分を示していたが、【c】草稿1の段階では、上等1円、中等50銭、下等25銭、および「下等授業料無之」(0円)、と、4段階の具体的な金額を定め、さらに0円(授業料免除)を取り入れていた。その後の【d】草稿2では、その配分方法が削除され、1年・50銭を基本料として定め、富生は2倍の1円、貧生は半納の25銭、の3段階とされ、授業料免除はなくなった。つまり、全員から徴収するようになった。【b】雛形ではみられなかった「授業料免除」は、中津川独自の工夫だったのかもしれない。

「貧生」家庭の授業料軽減策には、学校設立の円滑な実現への戦略、あるいは、理念的には、公教育を担う「学校」の役割意識も働いていたことであろう。一時的ではあったが、「授業料免除」案はそれの最大の反

映なのかもしれない。一方、「富生」家庭の授業料倍増策には、義校方式の原理、つまり、一定の賦課法を設けず、区内の富有者から醸金獲得する原理が、ここにも援用されたと考えられる。

6 まとめ

本稿では、義校方式で設立するとき、何が問題となっていたのかを、興風学校の5通の開業願書を通して検討してきた。具体的には、だれが構想したのか、教員にはどのような修学履歴が要求されたのか、運営費についてはどのような工夫があったのかの3点である。この他にも、教則、塾則、休日はいつか、そして中津川地域の国学の影響、というような興味ある内容が残されているが、ここで新たに明らかになったことは、次の6点である。

1. 中津川興風学校が最初の学校設立を構想し、岐阜県に上申すべく開業願書を作成していた時期は、岐阜県が、自然村のまとまり意識のある各地域を区画整理して行政機能を徐々に整えながら、政府の学制政策に基づいた学校設立の目標・計画を掲げ、普及しようとしていく時期であった。
2. 結社メンバーを中心としながら、小林廉作は、設立構想の最初から最後まで関与し、具体的な構想を行っていたと考えられる。出身地・木曾山村領が創設した郷学「善莪館」でうけた藩校教育や、そこでの「句読」教授の経験、移住後の中津川での指導経験も携えていたことから、「社中」の中でもとりわけ、教育内容や教則の面で尽力していたと想像された。この点については別稿を期したい。同じ「社中」の人々だが、戸長層は村落の指導者の立場から、主

に、醜金集めや啓発活動など、最初から実質的な尽力をしていたのではないか

3. 教員陣について雛形では、学科は「国学」「支那学」「洋学」「筆道」および「算術」の5学科、職種については「教授」「試補」および「助教」の3種をあげており、それらの構成については、「国学」「支那学」「洋学」については「教授」もしくは「教授試補」を完備した例と、「国学支那学」という兼担例も示していた。高い学修履歴を要求しながらも、「其人ナクシテ、助教耳ニテ一学ヲ立ル校ニオ井テハ、助教モ亦書載テ、学科教則ニ応スヘキ事」と補足し、人材を取りそろえることのできないケースを推し量り柔軟な編成を認め、ただ、学科と教員履歴の整合性については遵守するよう要求していた。このように、学科教則と教員資質の合致については、政府（岐阜県）の考える学制実現において外せない重点項目であり、実際の学校設立の実現をめざす地域にとってみれば、譲歩されつつも遵守が求められ、苦心した点であろう。

中津川ではこの点、「国学支那学」と兼担させ、藩校出身の履歴をもつ小林廉作一名を充当する工夫をこらし、学修履歴の記載表現についても細かな修正を行っていた。

4. 皇漢洋のいわゆる三学の教員とは、少なくとも藩校に在学し藩校教育をうけたような学修履歴をもつことを最低条件としていた。「結社」の中心メンバーとして学校設立を計画した中津川地域の教養人層は、「句読」に計画されたと考えられる。【c】草稿1の「右三学共其人ヲ具備スル能ハス之ヲ闕ク 試補當分闕之」との記述に象徴されるように、学制と地域現状の隔たり・断念も経験していた。また、平田門に入門し「独学研究」したのみでは、「皇学」担当者の学修履歴としては不十分、とみられていたようだ。
5. 雛形が要求していた学科と教員資質の合致の点をめぐって、中津川では、相当苦心し、検討を重ねていたと考えられる。大垣のような、幕末・藩校をそなえた城下町（都会）では、旧藩校の教師層をそのまま調達できたが、中津川には、藩校がなかった。たまたま移住してきた、藩校出身の中津川住民・小林廉作が、学制に適った学修履歴を持っていたのであり、その意味では、廉作がいなければ、開業許可を得るまでにさらに時間がかかったことであろう。
6. 運営費の計画においては、当初予定していた学科・学修履歴の教員候補がいなかったために、実際に採用できた教員の職種にあわせて、歳出総額が縮小された。

授業料については、【b】雛形ではみられない「授業料免除」を取り入れていた段階があったが、これは中津川独自の工夫だったのかもしれない。

中津川南小学校資料室、中津川中山道歴史資料館、岐阜県歴史資料館、および、木曾町教育委員会の関係諸氏にたいへんお世話になりました。ここに深謝致します。

注

- (1) 『学校沿革史 中津川尋常高等小学校 明治三十五年』（中津川南小学校所蔵）参照。
- (2) 『研究紀要 中津川教育文化閲覧会研究』（第4集 中津川教育研究所1973年、三宅武夫家文書『中津川市研究紀要 自一集至五集合本-』岐阜県歴史資料館所蔵）参照。
- (3) 仲新『明治初期の教育政策と地方への定着』（講談社1962年）。
- (4) 同上399頁。
- (5) 同上401頁。
- (6) 同上381-389頁。
- (7) 梅村佳代「豪農民権地域にける民衆の公教育組織化運動について」（『季刊教育運動研究』創刊号1976年）他。
- (8) 筆者は同校を事例とし、明治初期の学校衛生に関する検討を行ってきたが、本稿では、その基盤となる、同校の設立・出版の模様をおさえておきたい。拙稿「中津川興風学校の学校衛生-明治12年のコレラ会議の検討-」（『愛知教育大学研究報告人文科学編』60輯2011年）。
- (9) 倉沢剛によれば、私学が初めて国家統制の枠内へ入れられたのは、明治5年3月文部省布達第6号で、ここに「元來人民教育之道ニ於テハ公私ニ因リ其差別無之管」と、府県に達した。これは文部省の方針の表明である。これによって私学私塾は改めて開業願を文部省へ出し、その許可を得た。学制はこの方針をそのまま引き継ぎ43章に、私学私塾を開かんとする者は属籍・住所・事歴及び学校位置・教則を詳記し、学区取締・地方官を経て監学局に出すべきことを定めた。倉沢剛『学制の研究』（講談社1973年）549頁。いわゆる「開業願書」の具体的な上申方法については、明治5年10月2日「私学私塾等開業許可ノ文例」（第30号）において、「教則舎則教員事歴等」を備え地方官から伺い出、当省で検査し、不都合ない時は地方官においてこの文例で免許を達すること、さらに、同15日「私学私塾開業願書ノ文例」（第34号）において「別紙文例」を示し、開業を願う者はこの文例の通り為し取り調べ指し出すべきこと、とされた。内閣官房局『法令全書 明治五年ノ2』（原書房復刻版1974年）1147-1148頁1158頁。
- (10) 政府は国家政策を地方に浸透させるために、まずは徳川期以来の「村」制度に依存しなければならなかったが、小規模単位の自然村では効率わるく弱体にすぎると考え、公費節減もはかるべく登場させたのが「大区・小区制」である。そのための段取りとして明治5年4月9日、太政官布告によって近世以来の地域責任者（村役人）であった庄屋を戸長、年寄（組頭）を副戸長と改称した。岐阜県はこれをうけて、戸籍吏として区に置かれていた正副戸長を廃して、村ごとに新しく正副戸長を定めさせた（明治5年6月10日までに報告するよう布達）。そして、戸籍編成用の区を基礎にし、県内を175の区分に改編し、明治6年4月、上部に12の大区を設けて大区・小区制を施行した。各区を所轄したのは、大区の区長（選出が容易でなかったので当面欠員）、権区長（副区長:小区を管轄）、戸長（村を管轄）、副戸長（村を管轄）であった。恵那郡（63か村）は第12区に属し、郡内の村々は11の小区に分けられた。『恵那市史 通史編第3巻（1）上 近現代（政治・経済）』（恵那市史編纂委員会1993年）10-12頁。従って、大区・小区制での中津川村は、「岐阜県第十二大区 八小区中津川村」、となる。
- (11) 『岐阜県教育史 通史編 近代一』は、「小學義校設立調査書」

【a】については、県の「義校方式」による学校設立政策は中津川村でも進められることとなり、その「資料として準備されたと思われる」、「明治6年初頭に作成されたと思われる」と推定している。『岐阜県教育史 通史編 近代一』（岐阜県教育委員会1993年）124-125頁。

(12) 大垣の学校認可については、岐阜県から明治5年11月15日に文部省に何書が提出され、11月中旬に「第三十號布令ノ文例ヲ以テ許可之致候事」と認可するよう指令された。『明治期岐阜県庁事務文書命令指令（学務部）1綴』（岐阜県歴史資料館）。この何文書には、「別冊教則書并課業表各式通指出」と記されていることから、教則書と課業表が付されていたことが推測される。この課業表「大垣小學義校課業表」と「大垣小學義校設立調書」（開業願書の写しか）は、『岐阜県史稿 卷十七 学校（一）政治部 学校上』（岐阜県立図書館）に収録されている。

(13) 倉沢剛『小学校の歴史Ⅰ』（ジャパンライブラリービューロー1971年）394-396頁。

(14) 同上404頁408頁。

(15) 『岐阜県教育史 史料編近代一』10頁111-112頁。

(16) 『岐阜県教育史 通史編近代一』22頁。

(17) 「これは岐阜県で公式に定めたものであるか否かはあきらかでないが、当時の開業願書の雛形として広く用いられたものであろう。（略）大垣の義校開業願書を範として作られたものと推測される」（仲新『明治初期の教育政策と地方への定着』講談社1962年374頁）。

(18) 「文部省ヨリ岐阜外数十校開業ノ件指令」（岐阜県歴史資料館所蔵『明治期岐阜県庁事務文書・命令指令（学務部）』、『岐阜県教育史 史料編近代一』1998年252頁に抄録されている）。

(19) 『岐阜県教育史 通史編近代一』2-3頁。

(20) 肥田家は、もともと中津川宿の庄屋・問屋で、特に、肥田通一の父、十代目肥田九郎兵衛は、中仙道きっての重要人物とされ、青年期には庄屋という立場から政治の動きや社会生活に大きな関心を持ち、飢饉時には救済対策を練り、尾張藩から表彰された。尾張藩福島代官山村甚兵衛とは特別の親交があり、茶会と称して江戸・京都の動きを語り合い、肥田家に早馬が着けば、桜田門外の変などの知らせが即刻伝えられたという。庶民の教育と生活が大きな関心事であり、高度な漢籍、世界国史や、和歌、俳句を指導し、近くの本陣と共に塾生を招いたという。菅井深恵「肥田九郎兵衛通光の理想と社会的背景」（『街道の歴史と文化』4号、2002年）参照。その息子の通一は、市岡政香とともに「有志者」として設立の中心にあげられ、開校後も、「監事」などの学校の管理者を長く務めている。『学校沿革史 明治三十五年三月 中津川尋常高等小学校』（中津川南小学校所蔵）。

(21) 市岡文彦氏提供資料「飯田 市岡家系図」。

(22) 拙稿「府県の学校衛生史に関する検討 - 第6報 中津川尋常高等小学校の学事関係者と学校医 -」（第5回日本教育保健学会講演集2008年3月弘前大学）参照。

(23) 「大垣小學義校設立調書」（『岐阜県史稿 卷十七 学校（一）政治部 学校上』明治六年一月四日付、岐阜県立図書館所蔵）。

(24) 木曾山村領すなわち尾張藩木曾山村領支配地は、開幕以来木曾の代官と福島の間所の守衛を世襲し、元和初年尾張藩属領となった七千五百石の旗本格であった。9代山村蘇門の時に、客遇した渡辺方壺、武居敬斎らの周旋努力によって文政3年に学文所と称する郷学が設立され、天保14年、11代良祺の時、新たに菁莪館として学校を興した。学頭は武居敬斎、子の用拙は、昌平塾の古賀洞庵の元や松崎謙堂塾などで苦学して、天保10年帰領、父を助けて菁莪館の助教となり、慶応3年、父を継いで学頭となった。また、安政4年頃から、攻玉社という漢詩の

社を結んで活動し、明治期になると松本平で開塾、自由民権運動期には南安曇郡豊科学校変則科教員として、国会設立の結社「奨匠社」の名付親になった。千原勝美『信州の藩学』（ほおずき書籍1986年）189-194頁。『日本教育史資料』第3冊（文部省明治36年）388-392頁、『同上』第5冊（同上 明治37年）48-54頁。

(25) 小林廉作は、木曾代官山村家・家人（士族）小林の7代目であった。事情は不明だが一部の家臣が木曾福島から中津川に移住することになった折に、それに伴って家臣の子息らの教育係りとして同行し、中津川に移住した。「家中係譜 七」（木曾町教育委員会文書）。

(26) 馬島靖庵は、尾張国津島村眼科医の馬島明病院に入門・研学（10-15歳）、漢籍を学び（16-17歳・大岡廉に寄寓、19歳・江戸で三河国吉田藩儒中井準之介の家塾に入門・研学、翌年、林述斎藤次男鳥居耀蔵の内塾生）、外科の医術も修業（18-19歳）、26歳で中津川に移り開業した。宮地正人「島崎正樹の「馬島靖庵伝」」（『街道の歴史と文化』13号2008年）参照。また、中津川では寺子屋の教師も行っていた。「岐阜県下恵那郡舊山村甚兵衛知行所古屋藩支配地内寺子屋取調表」（「調査セシ事実計数ニ関スル年代 明治四年」、中津川南小学校所蔵『小学義校開業願書他 公文書綴 自明治六年五月 至明治廿二年三月』）。ちなみに「苗木藩の典医水野自牧の次男である。（略）天保中安積良斎につきて漢學を修め、後慶應元年伊勢國宇治林崎文庫を開いて國學の研鑽につとめ同四年病死した。」（『恵那郡史』恵那郡教育会1926年357頁）。

(27) 青山景通は、苗木藩士で、苗木藩の平田国学は、彼によって導入された影響で藩内に多くの入門者をみるようになった。同藩の国学入門は入門者が多くなるのは、明治に入ってからで、この藩の国学思想を支えた一つに、明治2年に設立された藩校日新館があった。『中津川市史 下巻 近代編Ⅰ』（中津川市2006年）52-54頁。『国学者伝記集成 続巻』（名著刊行会1972年295頁）によれば、明治24年に没した。

(28) 拙稿「府県の学校衛生史に関する検討（8） - 明治31年の林学校医の活動実態とその存在 -」（第55回日本学校保健学会講演集2008年11月愛知学院大学）。

(29) 大垣の例をみると、教員には7名があげられていたが、その履歴をみると、3名が元大垣藩校で学び、中には塩谷甲蔵の元で1年学んだものもあり、5名はすでに元大垣藩校の教員として（二等教授漢學掛り、三等教授漢學掛り、三等教授習書掛り、數學掛り助教、助教漢學掛）教育歴があり、残る1名も「福澤諭吉へ英學研究」（7ヶ月）とあり英語学を携えた人材であった。大垣藩社寺市政判事勤務、との「実務者」ののちに、藩学校助教漢學掛り、という経歴のもの（一柳元吉、平民・壬申三十一歳）があり、興味深いが、この一柳元吉は、提出主体の社中総代として雲谷任齋や高木晩翠とともに連署されており、これら3名は、教員と学校構想・提出主体者を兼ねた設立尽力者であったことが推測される。「大垣小學義校設立調書」明治六年一月四日付（『岐阜県史稿 卷十七 学校（一）政治部 学校上』岐阜県立図書館所蔵）。

(30) 『岐阜県教育史 通史編近代一』2-3頁。

(31) 倉沢剛『小学校の歴史Ⅰ』120頁。

（2011年9月16日受理）